

2023-4 税務・労務・法務情報

・ RMC (Revenue Memorandum Circular)

2023-29 所在不明事業者の取り扱い (ウェブサイト公告)

BIRが税務調査通知書等を送達しても、所在不明で戻るような事業者をCBL (cannot be located) と称してBIRウェブサイト上で公表する(RMC2010-98)こととなっています。公表目的は、以下の通りです。

- ・ 取引業者への注意喚起・・・CBL該当事業者との取引については、損金不算入・INPUT VAT否認等の取り扱いを公表後は受けることとなります。
- ・ 取引業者への所在情報協力・・・BIRへの所在情報提供を求めています。

本規則では、以下の点について確認しています。

- ・ この公表は税務調査権時効消滅の要件とはならず、
- ・ RDO調査官が調査上CBL事業者と判定した時から調査権の時効消滅は中断される としています。

2023-33 証拠品提出命令書の発行について

内国歳入法第5条においてBIR長官は、徴税目的に従った証拠品提出命令を出すことができることとなっています。本規則はその命令書の発行についてのガイドラインです。

1. 登録事業者が提出しなければならない書面・データ
 - ・ 年度登録費の納付書面
 - ・ 請求書、領収証の発行記録
 - ・ 帳簿
 - ・ 全ての税の申告書、納付書
 - ・ 源泉税納付書面
 - ・ 売上明細、アルファリスト等の報告書面
 - ・ その他の税務調査に必要な書面、データ
2. 非登録事業者については、所轄税務署長が登録を命じ、過去取引に係る納税を命じる。

・ FIRB (Fiscal Incentive Review Board) Advisory

2023-05 IT-BPM企業のBOI登録 (在宅勤務) に伴う資機材移送

通常、経済特区から一般地域への物品の移動については、BOND提出が要求されます。しかし、在宅勤務規制免除を受けるためにBOI登録をした企業については、2023年6月30日までの期間は、資機材の移送についてBOND提出義務を免除するというものです。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)